

意見提出者	北海道市長会
1. 項目	「光の道」の整備とユニバーサルサービス制度について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域などの条件不利地域において、格差が生じていることから、固定電話や公衆電話・災害電話と同様、光ファイバーによる伝送路整備や通信基盤もユニバーサルサービスの位置づけが必要である。 ・ 広範な北海道ではエリアカバーが低水準の地域も多く、また、道外からの交流人口も多くみられるが、毎年、交通事故など不測の事態が生じても通報手段がなく、緊急車両などによる搬送の遅れが生じている。 ・ 総務省は地理的な条件や事業採算上の問題により携帯電話を利用することが困難な地域において、基地局施設などを整備する場合に整備費用に対して補助金を交付しているが、携帯電話事業者の採算性が極めて厳しいことから、なかなか進展しない実態にある。 ・ 既存の国の補助制度においてはイニシャルコストへの補助のみであり、維持管理費や経年劣化による再整備については補助等の仕組みがない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ol style="list-style-type: none"> 1 新たな情報通信技術戦略の推進にあたっては、条件不利地域における携帯電話の不感地域の解消や未整備であるブロードバンド環境等の情報通信基盤について、ユニバーサルサービス制度の位置づけとし、市町村の負担を求めることなく、基盤整備を図ること。 2 条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、通信事業者に無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差の解消を図ること。